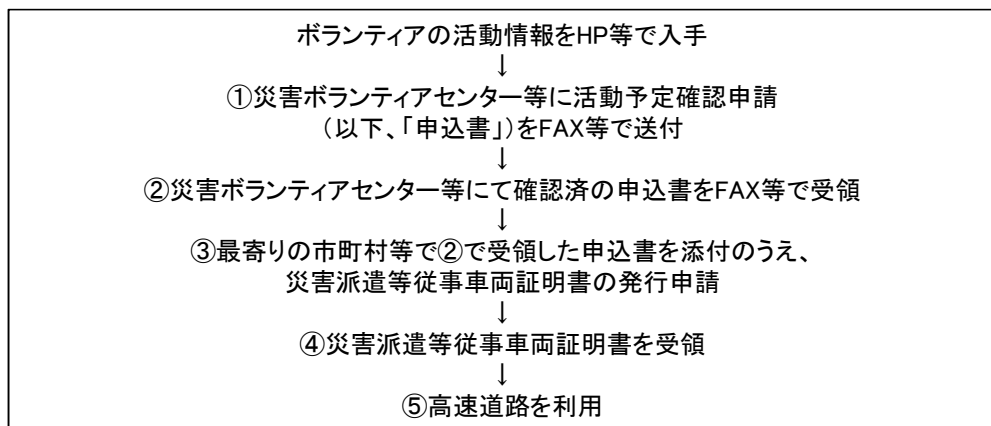
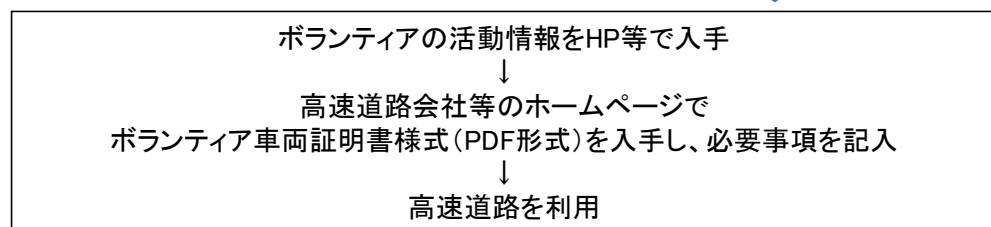


災害ボランティア車両の高速道路無料措置における手続きについて

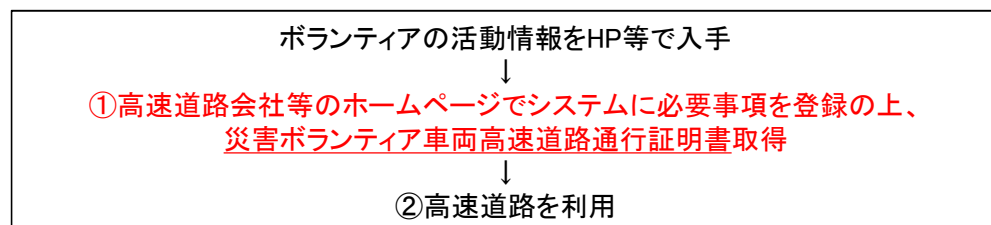
2019年7月までの手続き



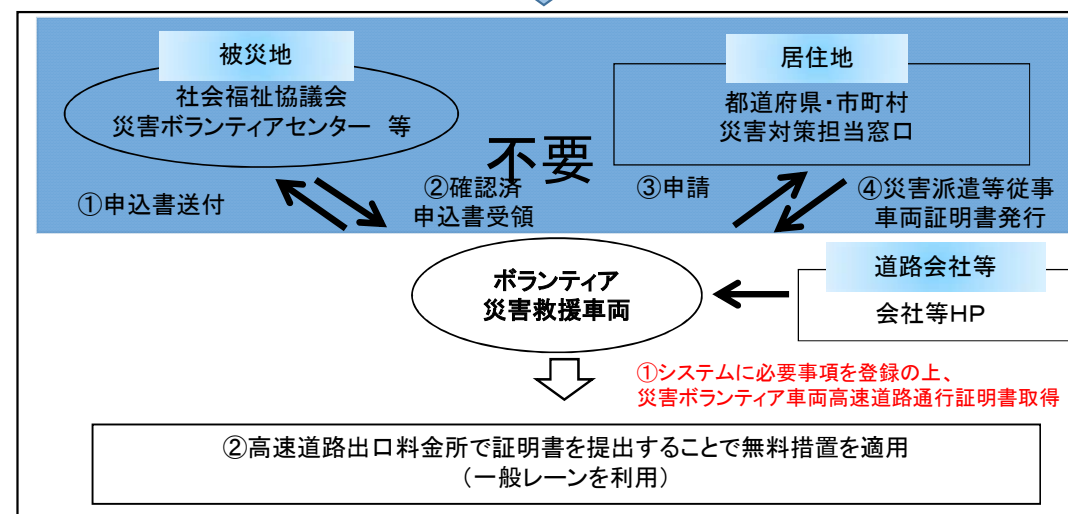
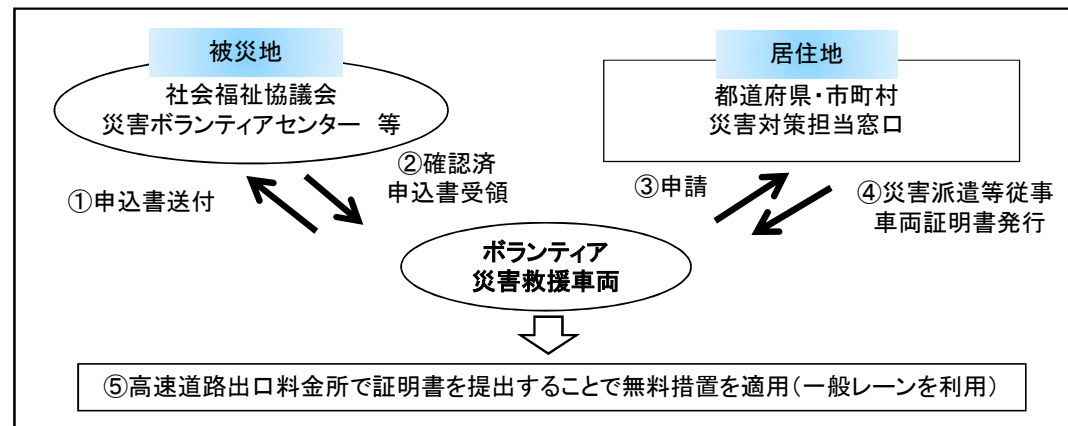
2019年7月から2021年6月までの手続き方法



2021年7月からの新たな手続き方法



(参考)イメージ図



※ボランティア活動を行う場合には災害ボランティアセンターへの登録が必要な場合があります。詳しくは災害ボランティアセンターまたは社会福祉協議会のHPをご確認ください。

災害ボランティア車両高速道路通行証明書の利用方法

①各道路会社等HPにある

「災害ボランティア車両高速道路通行証明書発行システム」の入力フォームから必要事項を入力し、発行された証明書を利用者自ら印刷します。



②高速道路を利用(往路)、被災地の指定ICにて

係員に通行券及び証明書を提出し、顔写真付きの公的な証明書を提示
(走行経路途中の本線料金所では、係員に通行券及び証明書を提出し、顔写真付きの公的な証明書を提示し、証明書に料金所通過確認印の押印を受ける)



③ボランティア活動実施



④ボランティア活動終了時、ボランティアセンターや
社会福祉協議会でボランティア活動確認印の押印及び
活動確認日の記入を受ける



⑤高速道路を利用(復路)、到着地(最終出口)のICにて
係員に通行券及び証明書を提出し、顔写真付きの公的な証明書を提示
(走行経路途中の本線料金所では、係員に通行券及び証明書を提出し、顔写真付きの公的な証明書を提示し、証明書に料金所通過確認印の押印を受ける)

災害ボランティア車両高速道路通行証明書(往路用)



往路用証明書のフォーマット。上部には「【往路】 ボランティア活動用」とあり、活動開始日・終了日、出発IC、到着IC、走行経路、車両番号、運転者名、活動内容などの入力欄がある。下部には「往路証明書」という大きな文字があり、その下に「料金所通過確認印」の押印位置が示されている。

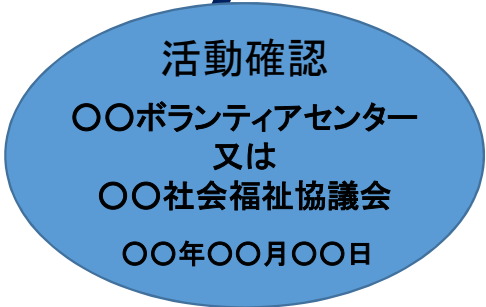


料金所通過確認印

災害ボランティア車両高速道路通行証明書(復路用)



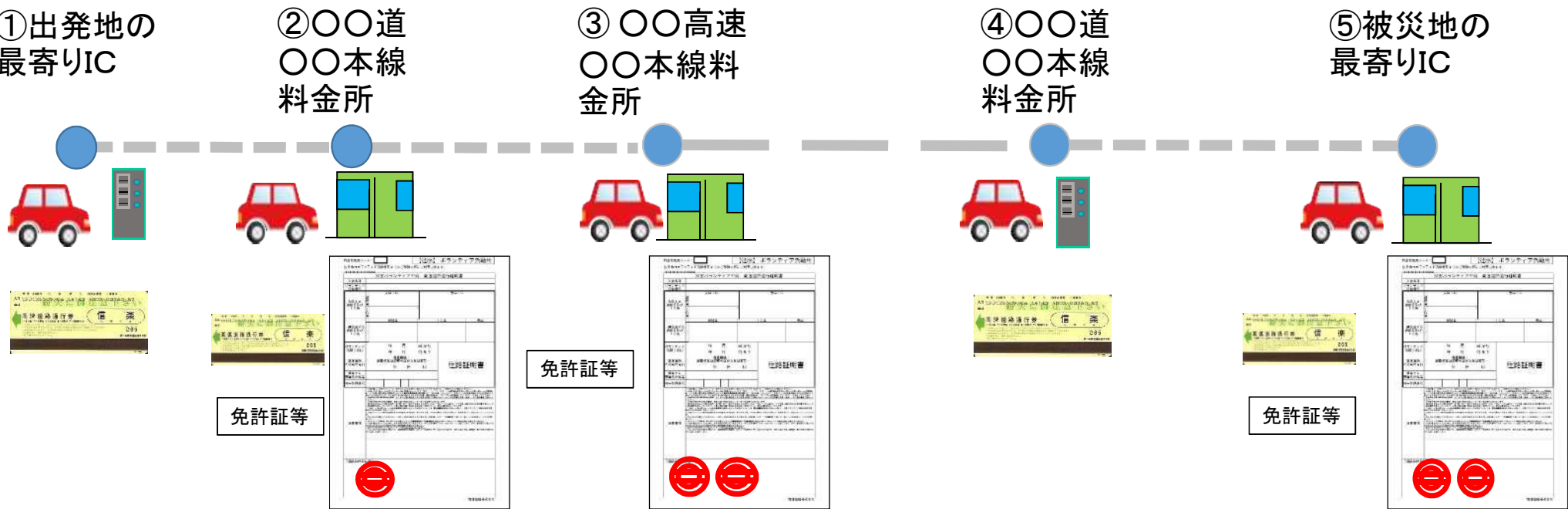
復路用証明書のフォーマット。上部には「【復路】 ボランティア活動用」とあり、活動開始日・終了日、出発IC、到着IC、走行経路、車両番号、運転者名、活動内容などの入力欄がある。下部には「復路証明書」という大きな文字があり、その下に「ボランティア活動確認印」の押印位置が示されている。



ボランティア活動確認印

証明書の利用方法(具体例) ※今回のシステム化により利用方法の変更はございません

(例) 出発地の最寄りICから流入 → 他的高速道路会社を經由 → 被災地の最寄りICまで通行する場合



①一般レーン又は「ETC/一般」の混在レーンにて通行券をお受け取りください。

②通行券及び証明書を提出し、顔写真付きの公的な証明書を提示ください。
本人確認を行い証明書に料金所通過確認印を押印のうえ、証明書をお返しいたします。

③通行券及び証明書を提出し、顔写真付きの公的な証明書を提示ください。
本人確認を行い証明書に料金所通過確認印を押印のうえ、証明書をお返しいたします。

④一般レーン又は「ETC/一般」の混在レーンにて通行券をお受け取りください。

⑤通行券及び証明書を提出し、顔写真付きの公的な証明書を提示ください。
本人確認を行い証明書は係員が回収いたします。